

平成23年3月30日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成22年(ネ)第6485号 不当利得返還等請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所
平成21年(ワ)第43250号)

平成23年2月9日口頭弁論終結

判 決

東京都中央区晴海1丁目8番10号トリトンスクエアX棟

控 訴 人	C F J 合 同 会 社
同 代 表 者 代 表 社 員	CFJホールディングス株式会社
同 職 務 執 行 者	パール・オースティン・ヘイズ
同 代 理 人 支 配 人	山 本 圭 一

被 控 訴 人	[REDACTED]
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	磯 孝 幸
同	小 山 征 史 郎
同	宮 嶋 太 郎
同	吉 村 実
同	横 山 聡
同	宇 都 宮 真 惟 子
同	渡 邊 雅 司
同	九 鬼 周 平 哲 志
同	菅 野
同	佐 藤 剛

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

東 京 高 等 裁 判 所

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 控訴人は、被控訴人に対し、343万2832円及びうち53万0336円に対する平成21年6月16日から、うち91万8838円に対する平成21年11月26日から、うち196万7266円に対する平成15年12月11日から支払済みまで、各年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人のその余の請求を棄却する。

第2 事案の概要

- 1 控訴人は、ディックファイナンス株式会社（以下「ディック」という。）が、平成15年1月1日にアイク株式会社及び株式会社ユニマットライフ（以下「ユニマット」という。）を吸収合併し、同日、商号変更した後、平成20年11月28日に合同会社に組織変更した会社である。控訴人及びユニマットは、平成18年法律第115号による改正前の貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者である。

被控訴人は、ユニマットとの間で原判決（別紙5の1）「計算書（原告■■■■関係）」記載のとおり継続的に金銭消費貸借取引（以下「■■■■ユニマット取引」という。）を行い、またディックとの間で原判決（別紙5の2）「計算書（原告■■■■関係）」及び同（別紙5の3）「計算書（原告■■■■関係）」記載のとおり継続的に金銭消費貸借取引（以下、別紙5の2の計算書の取引を「■■■■ディック取引1」といい、別紙5の3の計算書の取引を「■■■■ディック取引2」という。）を行い、各計算書の取引日欄、借入額欄、弁済額欄記載のとおり、借入れと弁済を繰り返してきた。

本件は、被控訴人が、■■■■ユニマット取引、■■■■ディック取引1及び2につき、平成18年法律第115号による改正前の利息制限法（以下「利息制限法」という。）1条1項所定の制限額を超えて利息として支払われた部分を元本に充当すると、それぞれ過払金が発生しているとして、3口の過払金元金

合計533万0677円と平成21年11月25日までに発生した3口の過払金利息残額合計124万3666円の合計657万4343円及びうち元金合計533万0677円に対する取引終了日の翌日である平成21年11月26日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求める事案である。

原判決は、控訴人が■ユニマツト取引は平成7年8月28日から平成11年6月18日までの取引（第1取引）と平成12年4月24日から平成21年6月15日まで取引（第2取引）の2個の取引であると主張したのに対し、取引の行われなかった期間が短いことなどから一連の取引と評価し、■ディスク取引1及び2については、取引経過については当事者間に争いがないとして、被控訴人の請求を認容した。

これを不服として控訴人が控訴をした事案である。

2 前提事実、争点及び争点についての当事者の主張

前提事実、争点及び争点についての当事者の主張は、3に当審における控訴人の主張を付加するほか、原判決の「事実及び理由」中「第2 当事者の主張」の「1 請求原因」の(1), (2)オ, (3), (4)及び(6), 「2 請求原因に対する認否」(1), (2)オ, (3), (4), 「3 抗弁」の(2)に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 当審における当事者の主張

(1) 争点1（■ユニマツト取引における第1取引と第2取引は一連の取引と評価することができるか）について

（控訴人の主張）

ア 第1取引は、1回限りの貸付と分割返済を予定した証書貸付契約であり、第2取引はリボルビング契約ではなく、元利均等分割返済方式の証書貸付契約であり、それぞれ、元利金の債務が完済されれば契約は終了するものである。第1取引の最後の取引は平成11年6月18日に被控訴人が控訴

人に対し、元利金38万0038円を返済したことにより終了した。

イ 再貸受付調書(乙E4)の左欄には「完済」と記載されており、第1取引は解約手続が執られており、第2取引を開始する際、信用情報の照会をするなど固有の与信審査を実施している。

ウ したがって、経験則上、2個の取引は別個の取引であり、事実上1個の連続した貸付取引と評価することはできない。平成11年6月18日までの第1取引にかかる過払金は時効により消滅しており、■■■ユニマット取引に関して控訴人が負担する過払金は、54万6728円及び53万0336円に対する平成21年6月16日から年5分の割合による利息ということになる。

(被控訴人の主張)

被控訴人とユニマットとの間の取引は、平成7年8月28日から平成13年初期まで長年にわたり、平成12年4月24日の貸付の前後を通じて証書貸付による取引が行われていたものであり、■■■ユニマット取引の第1取引と第2取引の前後を通じて同一の契約形態が取られていたものであり、事実上、一連一体のものとして両当事者に認識されていた。

(2) 争点2 (■■■ディック取引2について、被控訴人は、遅延損害金の弁済義務を負担するか) について

(控訴人の主張)

ア ■■■ディック取引2は、不動産担保取引であり、遅延損害金の約定がある。したがって、被控訴人が支払期限を徒過した場合には、遅れた日数分の遅延損害金(年利29.20%、平成15年9月15日以降は、20.50%)が加算して支払われるべきこととなる。

イ 控訴人は、取引明細書(乙E11, 12)に明らかなように期限を徒過した場合には、期限の利益を宥恕することなく、被控訴人から元利金及び遅延損害金の一部弁済を受けていた。

ウ したがって、利息制限法所定の制限利率による引き直し計算をする場合にも、遅延損害金の弁済をした計算をするべきである。そうすると、控訴人が、被控訴人に支払うべき過払金は、196万7266円及びこれに対する平成15年12月11日から年5分の割合による利息ということになる。

(被控訴人の主張)

ア 一般に、継続的金銭消費貸借契約において、借主が弁済を怠った場合、貸金業者としては、①期限の利益を失わせて残元利金全額の支払を求める方法と②期限の利益を喪失させずに、借主に元本の利用を継続させて利息を取得し続ける方法の選択肢がある。貸金業者が借主に対して一括弁済を請求すれば、借主は経済的に破綻し、貸倒れになってしまうことから、敢えて期限の利益を喪失させずに貸金業者はメリットを享受しているのが実際であり、借主としても、返済期日に遅れても弁済を継続している限り、一括弁済をする必要がないと考えているのが実情である。

イ 本件における■■■ディック取引2は、取引期間が4年に及んでいるが、この間、控訴人から被控訴人に対し、残元本及び遅延損害金の一括支払の請求はない。このような長期間にわたり、控訴人が一括支払の請求をしていないことは、被控訴人に対し、期限利益を喪失していないとの信頼を抱かせるものである。

ウ これらの事情からすれば、過払金返還請求を受けるや否や、それまでの態度を覆して遅延損害金の支払を求める控訴人の主張は、被控訴人の合理的期待を裏切る行為であって、信義則に反し許されない。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、被控訴人が、控訴人に対し、過払金元利合計657万4343円及びうち元金合計533万0677円に対する取引終了日の翌日である平成21年11月26日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による法

定利息の支払を求めるのは理由があるからこれを認容すべきものと判断する。

その理由は、後記2のとおり付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中「第3 当裁判所の判断」の1ないし5（ただし、被控訴人に関する部分）に記載のとおりであるから、これを引用する。

2(1) 争点1（ ユニマツト取引における第1取引と第2取引は一連の取引と評価することができるか）について

控訴人は、第1取引が1回限りの貸付と分割返済を予定した証書貸付契約であり、第2取引がリボルビング契約ではなく、元利均等分割返済方式の証書貸付契約であって、それぞれ、元利金の債務が完済されれば契約は終了するのであり、控訴人は、第1取引につき「完済」として解約処理をしており、第2取引を開始する際には、別途、信用情報の照会をするなど固有の与信審査を実施しているから、2個の取引は別個の取引である旨主張する。

そこで判断するに、貸金業者と顧客との取引が、基本契約に基づかない証書取引である場合であっても、証書取引による貸付と弁済が、長年にわたり反復継続して行われ、各貸付が、前回の貸付から時間的に接着し、前後の貸付と同様の方法と貸付条件で行われたものであるときは、基本契約を締結して借入と弁済を繰り返すのと実質的に異ならないから、各貸付を1個の連続した貸付取引であるとみることができるというべきである。

これを本件について見るに、 ユニマツト取引のうち第1取引は、平成7年8月28日に50万円が貸し付けられたのち平成11年6月18日に38万0038円が弁済されるまで、50万円が7回、49万円が1回、8万9973円が1回、4万6735円が1回貸し付けられ、一方、各貸付に対する分割返済がされるほか、これらの貸付の直前ころにその時点の残金の弁済がされていることによれば、この第1取引は1個の連続した貸付取引と評価することができる。

また、 ユニマツト取引のうち第2取引について、控訴人は元利均等分

割返済方式の証書貸付契約であるというが、平成12年4月24日に25万円の貸付がされた後、平成21年6月15日までに多数回に及ぶ貸付と弁済が繰り返されており、その取引経過からして1個の一連の貸付取引と評価することができる。

そして、第1取引と第2取引がそれぞれ1個の一連の貸付取引とみられるところ、第1取引が終了した平成11年6月18日から第2取引が開始された平成12年4月24日までの間は、約10か月程度にすぎず、この間、被控訴人に経済的状況が好転したような事実は認められず、従前の被控訴人と控訴人との間の取引経過からすれば、平成11年6月18日に38万0038円を返済して一旦債務を完済したとしても、早晩、再度の借入がされるであろうことが、予測されていたと考えられること、第1取引と第2取引の貸付方式、貸付利率、返済回数は同一であること（乙E4）によれば、第1取引と第2取引を含め、■■■■ユニマット取引は、一連の貸付取引と評価するのが相当というべきである。

したがって、争点1についての控訴人の主張は理由がない。

(2) 争点2 (■■■■ディック取引2について、被控訴人は、遅延損害金の弁済義務を負担するか) について

控訴人は、■■■■ディック取引2には、遅延損害金の約定があり、期限を徒過した場合には、期限の利益を宥恕することなく、被控訴人から元利金及び遅延損害金の一部弁済を受けていたから、利息制限法所定の制限利率による引き直し計算をする場合にも、遅延損害金の弁済をした計算をするべきである旨主張する。

そこで判断するに、貸金業者が、借主に対し、元利金の支払を怠ったときは当然に期限の利益を喪失する旨の特約の下に金銭の貸付を行い、借主が期限の利益を喪失した後に、一部弁済を受領する都度、弁済金を遅延損害金と残元本の一部に充当した旨記載した領収書兼利用明細書を送付していた場合

であっても、利息の利率と遅延損害金の利率の定め方、貸金業者の担当者の対応などにより、借主は、期限の利益を喪失していないと誤信し、貸金業者も、その誤信を知らながらこれを解くことなく、長期間、借主が経過利息と誤信して支払った金員を受領し続けたなどの事情の下においては、貸金業者は、上記特約に基づき借主が期限の利益を喪失したと主張することは、信義則に反し許されないというべきである（最高裁第二小法廷平成21年9月11日裁判集民第231号531頁参照）。

これを本件について見るに、関係証拠によれば、①■■■■ディック取引2の金銭消費貸借契約書の9条には、借主が債務の支払を1回でも遅滞したとき、にも「ディックファイナンスが必要と認める場合はディックファイナンスからの通知・催告がなくても当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全部を弁済します。」とあり、借主が債務の支払を怠っても当然に期限の利益を失うことは予定されておらず、期限の利益を喪失するについて控訴人による請求等が必要と解されること（乙E8）、②控訴人の内部資料である被控訴人との交渉記録によれば、平成14年10月24日に「一括返済も真剣に考えるように話す。まずは今回の不足分の用意を明日までに準備するよう話す」とあることが認められ、控訴人の担当者は被控訴人の遅滞にもかかわらず、一括弁済ではなく、今回の不足分の支払を指示していること（乙E9）、③控訴人の内部資料である貸付元帳によれば、■■■■ディック取引2の約定の支払日は毎月13日であるのに、これを徒過して弁済が行われた平成13年8月14日及び平成14年2月19日には遅延損害金を計上していないこと（乙E8、10）、④控訴人が被控訴人に交付したとされる領収書兼利用明細書には、期限の利益を喪失させる旨の記載はないこと（乙E11）、⑤本件全証拠によるも控訴人が被控訴人に対し、残元本全額について弁済期が到来していることを注意喚起した形跡がないことが認められる。

以上に認められる事情の下においては、控訴人が、被控訴人に対し、■■■■

ディック取引2の金銭消費貸借契約の特約に基づき、借主が期限の利益を喪失したと主張することは、信義則に反し許されないというべきである。

したがって、争点2についての控訴人の主張も理由がない。

3. 結論

以上によれば、被控訴人が、控訴人に対し、不当利得返還請求として、657万4343円及びうち元金合計533万0677円に対する取引終了日の翌日である平成21年11月26日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求めるのは理由がある。

これと同旨の原判決は相当であり、本件控訴は理由がない。

よって、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第22民事部

裁判長裁判官 加 藤 新 太 郎

裁判官 柴 田 秀

裁判官 加 藤 美 枝 子

これは正本である。

平成23年3月30日

東京高等裁判所第22民事部

裁判所書記官 内村 淳